



韓国における子どもの権利保障と無償教育（配布資料）

高, 鐸

(Citation)

シンポジウム「韓国における給食事情&無償給食～比較教育・教育法の視点から～」

(Issue Date)

2016-11-12

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90003709>



韓国における子どもの権利保障と無償教育

高鏞 고전 / Ko Jeon (韓国国立済州大学校教授、元大韓教育法学会会長)

翻訳: 張主善 장주선 / Jang Jusun (神戸大学大学院生)

I. 韓国の教育法体系

1. 教育 3 法体系

■ 教育法の展開

- 大韓民国憲法制定 (1948.7.17)、教育法制定 (1949.12.31)
- 大国戦争 (1950.6.25-1953.7.27) のため、教育法施行令 (1952.4.23) の制定が遅れた。
- 量的拡大期: 1955 年頃、教育体制の整備 (学校教育課程、大学設置基準領など) の後、拡大。
- 質的統制期: 1951.5.16 軍事クーデター後、教育権への統制および国民に対する精神教育の強化。
- 教育改革期: 1980.7.30 家庭教師の禁止、大学本試験の廃止、教育改革審議会 (1985 年) - 大統領諮問機関
- 地方自治期: 1991 年、地方自治の実施 また、地方教育自治に関する法律 (1991.3.8) 制定
- 教育の 3 法期: 教育法→教育基本法, 初. 中等教育法, 高等教育法 分割 制定(1997.12.13)
- 学校運営委員会 法制化(1997), 教育監への住民直接選挙制度(2007)

<表 1> 韓国の教育 3 法 體制

領域	関連法規
基本教育法規	・教育基本法 ・文部科学省とその所属機関職制 ・地方教育自治に関する法律 ・教育税法 ・地方教育財政交付金法
学校教育法規	・幼児教育法・初・中等教育法・高等教育法・私立学校法 ・教育公務員法・公務員報酬規定・公務員手当等に関する規定 ・教員地位向上のための特別法・教員の労働組合設立及び運営等に関する法律 ・障害者等に対する特殊教育法・英才教育振興法・島嶼僻地への教育振興法
社会教育法規	・生涯教育法・学院 (塾) の設立・運営と家庭教師に関する法律・図書館振興法 ・独学による学士号取得に関する法律・単位認定等に関する法律 ・青少年基本法・青少年保護法・乳幼児保育法・児童福祉法

■ 韓国の特徴的な教育法

- 統合形教育法(1949-1997)時期 →教育 3 法体制期(1998 年 以後)
- 社会教育法 (1982-1999) →生涯教育法 (1999.8.31) に改定
- 初中等教育法から幼児教育法 (2004.1.29) 分離制定、嬰・幼児保育法と競合関係
- 国公立学校教員の身分: 特定職国として国家公務員: 教育公務員法 (1953)
- 教員団体と政府との交渉協議を最初認め: 教員地位向上のための特別法 (1991)
(教員は、社会的に尊敬されるべきであり、報酬は、経済的に優遇する原則)
- 最近、「教員の地位向上と教育活動を保護するための特別法」に改正 (2016.2.3) - 教権保護
- 教師の労働 2 権保証 (1999): 「教員の労働組合設立及び運営等に関する法律」

■ 教育懸案の解決のため 特別法の制定

○ 学校暴力豫防及び対策に関する法律(2004.1.29)

- 目的：学校暴力の予防と対策に必要な事項を規定することにより、被害生徒の保護、加害生徒の先導、教育及び被害生徒と加害生徒間の紛争の調整を通じ、学生の人権を保護し、学生を健全な社会構成員として育成する
- 「学校暴力」の定義：学校内外で学生を対象に発生した傷害、暴行、監禁、脅迫、略取・誘引（略取誘引）、名誉毀損・侮辱、恐喝、強要・強制的な使いや性暴力、いじめ、サイバーいじめ、情報通信網を利用したわいせつ・暴力情報等により、身体・精神または物的損害を伴う行為

○ 公教育正常化促進及び先行教育規制に関する特別法(2014.3.11)

- 目的：初・中・高等学校の教育課程が正常に動作するようにするために、教育関連機関の先行教育と先行学習を誘発する行為を規制することにより、教育の目的を達成するために、学生の健全な心身の発達を図ること
- 「先行教育」の定義：教育関連機関が初・中等学校の教育課程及び教育長が定めた市・道の教育課程と学校教育課程に先に進んだ編成、または、提供する教育一般
- 学校は、学校教育課程の範囲と水準を超えた紙筆、実行評価、校内大会、入学選考を出題することができなく、学校は、また、先行学習を誘発する広告や宣伝をできなく、大学は、国家教育課程を外れた大学別考査を出題することができない。

○ 人性教育振興法(2015.1.20 制定, 2015.7.21 施行)

- 目的：憲法に基づく人間としての尊厳と価値を保証し、教育基本法に基づく教育理念をもとに、健全であり、立派な人性を持つ国民を育成し、それは、国家社会の発展に貢献するためである。
- 「人間教育」の定義：自分の内面を正しく、健全に育て、他人・共同体・自然とともに生きていくために必要な人間らしい心立てと能力を養うことを目的とする教育
- 人間教育の「核心価値・徳目」：人間教育の目標とするものは、禮、孝、正直、責任、尊重、配慮、コミュニケーション、協働などの心構えや人間らしさに繋がる重要な価値や徳目
- 「核心役糧」：基本的価値観・徳目を積極的かつ能動的に実践、または、実行するため、必要な知識と共感・コミュニケーションする能力や紛争解決能力などが統合された機能

○ 學生の人権保護條例 & 教師の教権保護條例

- 京畿道（2010.10.5）を始め、ソウル市、光州市、全羅北道に学生人権保護条例が制定
- 学生体罰（間接体罰を含む）を全面的に禁止する規定などが初中等教育法施行令と矛盾し、論争発生
- 教権侵害事件が頻発することにつれ、「教員礼遇に関する規定」の改正：市、道教権保護委員会の設置
- すべての学校に学校教権保護委員会を設置するようにし、最近、教員地位向上法に教育活動の保護ことを追加
- 教師の教育活動を保護しようという次元の一環として教権保護条例を制定（光州市、全羅北道）

2. 憲法の教育條項と子どもの権利保障と無償教育

■ 憲法の教育關聯規定の變化(1948-1980) : 4 次例 改正

<表 2> 憲法の教育關聯規定の變化

憲法	教育 関 係 条 項
制定憲法 1948.7.17	第 16 条 諸国民は、均等に教育を受ける権利がある。少なくとも初等教育は、義務的であり、無償とする。すべての教育機関は、国家の監督を受け、教育制度は、法律で定める。
第 5 回改訂憲法 1962.12.26 (第 3 共和国)	・教育の自主性と政治的中立性の保証を追加 第 27 条①諸国民は、能力に応じて、均等に教育を受ける権利が有する。②諸国民は、その保護する子供に初等教育を受けさせる義務を担う。③義務教育は無償とする。④教育の自主性と政治的中立性は保証されなければならない。⑤教育制度とその運営に関する基本的な事項は、法律で定める。
第 7 回改正憲法 1972.12.27 (第 4 共和国)	・義務教育の範囲を、法律の定める教育まで拡大 第 27 条①諸国民は、能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する。②すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を担う。③義務教育は無償とする。④教育の自主性と政治的中立性は保証されなければならない。⑤教育制度とその運営に関する基本的な事項は、法律で定める。
第 8 回改正憲法 1980.10.27 (第 5 共和国)	教育の専門性、国の生涯教育振興義務、教育財政・教員の地位への法定主義 第 29 条①諸国民は、能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する。②諸国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う。③義務教育

	<p>は無償とする。④教育の自主性、専門性、政治的中立性は、法律が定めることにより保障される。⑤国は、生涯教育を振興しなければならない。⑥学校教育及び生涯教育を含む教育制度とその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は、法律で定める。</p>
--	--

■ 憲法の教育條項の日本・韓国 間の比較

-同じ表現：「能力に応じて均等な教育を受ける権利(能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利)'

-両国とも**教育受權**という表現したのは、「the right to education」(教育への権利)を翻訳したものの

-世界人権宣言(1948.12.10) UNIVERSAL DECLARATION OF HUMAN RIGHTS

Everyone has the right to education. Education shall be free, at least in the elementary and fundamental stages. Elementary education shall be compulsory((§26①)).

-日本では、この表現に対し、各国の教育権の議論が行われたが、韓国ではなかった。

-日本教育法学会では：「教育への権利」として、教育法学会：「教育基本権」という表現する傾向がある。

- 韓国の場合、教育基本法第3条で、これを学習権条項として具体的に規定。

「すべての国民は、生涯にわたって学習し、能力と適性に応じて、教育を受ける権利を有する (§3)。」

- 義務教育の範囲について、日本は「法律の定めるところにより、普通教育を受けさせる義務」と規定

- 韓国は「少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務」と規定

- 日本と韓国の両方「義務教育=無償教育」を憲法上の教育原則的に規定する

- 韓国は国家により生涯教育を振興義務と規定する (国生涯教育振興院 2008.2.15)

- 韓国は教育制度、教育財政、教員の地位を法定主義に基づいて規定 (教員の地位の基礎を強調)

- 教育の自主性・専門性・政治的中立性及び大学の自律性保障の法律留保を規定した特徴

-日本は、教育基本法の大学の自主性、私立学校自主性、家庭教育自主性規定する

-日本国教育基本法第7条（大学の自主性と自律性）2項“大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。”

8条（私立学校）“第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。”

10条（家庭教育）2項“国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。”

16条（教育行政）で教育に不当な支配を禁止“第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。”

<表 3> 憲法の教育条項の日本・韓国 間の比較

憲法	憲法の教育関係条項
大韓民國 第9次改正 憲法 1987.10.29	・改訂内容：大学の自律性の保障を追加 第31条①諸国民は、能力に応じて、均等に教育を受ける権利を有する。 ②諸国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う。③義務教育は無償とする。④教育の自主性・専門性・政治的中立性及び大学の自律性は、法律が定めるところにより保障される。⑤国は、生涯教育を振興しなければならない。⑥学校教育及び生涯教育を含む教育制度とその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は、法律で定める。
日本國 憲法	第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

II. 教育基本権の保障

1. 韓国 教育法學界における教育基本権の論議

■ 韓国の教育法學研究

- 大韓教育法学会（1986.9.22 創立）-2016 年創立 30 周年記念学術大会（2016.11.26）
- 学術誌「教育法學研究」（1988 年創刊号~2016 年 28 卷 4 号）
- 日本の教育法学と教育判例、ドイツの学校教育法、英米教育判例の研究者が参加
- 教育学と法学の間の学術的研究を図る
（教育学と教育行政学博士号取得者と行政法及び憲法学博士号取得者が主軸）
- 憲法上「教育を受ける権利」を学習権の中心として解析することが多い
- 教育基本権の概念を中心に憲法の規定を解釈する
- 2017 年大統領制 - 議員内閣にとって、融合型の憲法改正案の議論する際に、改正の可能性

■ 教育基本権の概念及び法的性格

- 概念：「憲法上保障された教育に関する基本的人権」
- 構造：国や第三者から邪魔されない自由権+請求可能な社会権的性格
- 通説：受動的に教育を受ける権利「協議の学習権」に限定していない、積極的権利
- 性格：總體的權利性 - 人格権と幸福追求権、学問の自由、平等権、私生活、良心、宗教、表現、職業選択の自由、人間らしい生活圏、勤労権、環境権、平和的生存権などと連携された権利

■ 教育基本権の主體

- 主体：すべての国民（就学前児童、生徒、労働者、退職者など）
- 領域：国民の生涯と学校教育、社会教育など全教育領域
- 例外：無国籍の子供と外国人は、居所地が確認できる場合、人道的次元で義務教育を提供
- 議論：国民と国家の教育権の主体議論は終結され、教育関係者の概念を導入
国民教育権を実現するため、教育関係者の中での役割（権利。義務。責任）分担協力
※教育基本法上の教育当事者：保護者、教員・教員団体、学校設立。経営者、国家・地方自治体

2. 教育基本権の内容

■ 学習権及び学習の自由

- 学習権は、学習活動における国家権力の干渉を受けない自由権的側面（学習の自由）
- 親権者の教育の自由及び権利の根拠になり、生存権への保障要求権としての性格
- 国民全体の学習権を保障するための国家教育課程と教科書制度は法制化された（文部科学省告示問題）
- 1997 年教育基本法第 3 条に学習権と命名され、立法用語として収容された
- 学習者の学習の自由に基づき、教師の「教育の自由」を基本権として認められた

■ 教育の自由

- 教育に関する私的自治として学校設置及び教育内容の決定の自由として理解
- 国家権力に対する（学校設立への）自由から、国家権力に向けた自由に変化する
- 教師の授業権に対して教員の職務権限説が多数説（=最高裁判所判例 2005 だ 25298）
- 教員の教育内容の選定と教授活動の自由が中心（教授方法の選択）
- 教育の自由の理念は、地方教育自治制度及び学校自治制度と連携したものと理解
- 韓国の場合、日本（地方教育行政法）とは異なり、「地方教育自治に関する法律」という表現がある。

■ 教育の平等

- 意味：教育基本権の主な内容であり、これを実現させる方法的原理
- 範囲：就学機会の均等な保証+教育課程の平等+教育結果における解釈の平等
- 方式：絶対平等ではなく、能力に応じた教育機会の保障という相対的平等
- 政策：韓国の平等政策は「高校平準化政策」（学歴格差は、存在である）

■ 教育請求権

- 意味：国と地方自治体、あるいは、権限を委任された機関に教育環境を整備要求権
- 主體：諸国民（最近の市民団体、保護者団体による教育環境の請求と立法請願増加）
- 国家機関等の公権力による教育基本権への侵害の憲法訴訟の増加
- 違憲判決：国公立教員養成大学卒業者の優先任用制度、加算点制度、家庭教室の禁止

3. 韓国の憲法の教育条項の理解

■ 教育を受ける権利：憲法第 31 条第 1 項

- "諸国民は、能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する"
- 学習権中心の教育基本権保障を明言
 - 学習の自由と教育請求権の根拠となり、教育の平等原則を含む
 - 「能力」は、一身専属的な修学の能力を意味する（社会的身分や経済的能力は排除）
 - 「均等に」は、地域学校種別において、適切に教育の機会を分布するようにすること
 - 能力による英才教育・学習不振児のための教育が用意されるべきである。
 - 積極的平等政策（島嶼僻地・多文化家庭・都市貧民のための教育格差の解消ポリシー）の必要性

■ 教育を受ける義務と無償教育：憲法第 31 条第 2 項及び第 3 項

- 第 2 項「諸国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う」第 3 項「義務教育は無償とする」
- 義務教育を受けさせる責任が一次的に保護者にあること
- 義務無償教育は 6 年の初等教育と 3 年の中学校教育課程を対象に実施する

■ 教育の自主性・専門性・政治的中立性保障等：憲法第 31 條第 4 項

- 「教育の自主性、専門性、政治的中立性及び大学の自律性は、法律が定めるところにより保障される」
- 法律留保の条項により基本権の形成的機能と基本権の制限機能は両方あり。
- 教育法が含むべき基本的価値観（日本教育法学界の教育条理に対応）である。
- 教育活動の遂行や教育制度の運営において守られるべき基本原則
- 韓国の地方教育自治制度の憲法的根拠として広く引用されている

■ 國家の平生教育の振興義務：憲法第 31 條第 5 項

- 「国は、生涯教育を振興しなければならない」
- 生涯教育というのは、社会教育だけでなく、学校教育や家庭教育など全生涯全領域の教育を意味する
- 特定段階の教育を意味するよりも、「生涯にわたる教育」という教育理念を意味する
- 関連する実定法では、国と地方公共団体が共同責任を担っていること

■ 教育制度等の法定主義等：憲法第 31 條第 6 項

- 「学校教育及び生涯教育を含む教育制度とその運営、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は、法律で定める」
- 教育制度に関する基本的な事項は、立法機関で定める（教育制度、教員の地位は、法定主義）
- 過去の植民地時代の勅令主義に対する歴史的な反省が反映された規定
- 教員の地位に関する法定主義の宣言：教育の専門家としての地位を確保しようとする憲法の問題

3. 教育基本法と教育當事者

■ 教育基本法の意義及び法的位置

- 教育基本法は、1997. 12. 13 制定、1998.3.1 施行
- 教育に関する国民の権利・義務と国及び地方自治団体の責任を定める
- 教育制度と運営に関する基本的な事項を定める
- 教育に関する憲法第 31 條の精神をより具体化させた憲法の付属法
- 色々教育法の制定と解釈の具体的な基準を提供する「教育の憲法」
- 構成は総則、教育関係者、教育の振興など 3 開場 29 個の条項

■ 教育基本法の主要内容

- 總則(第 1 條～第 6 條)

- 教育理念：弘益人間
- 教育目的：人間らしい生活、国家発展、人類共栄への貢献
- 学習権：生涯にわたって学習し、能力と適性に応じて教育を受ける権利を定義
- 地方教育自治体の根拠：教育の自主性、専門性を保証、地域の実情に合った教育を実施
- 学校運営委員会制の根拠：学校運営の自律性を尊重、教職員、学生、保護者や地域住民の参加を保証
- 無償教育の範囲：6年の初等教育と3年の中等教育として規定

○ 教育當事者(第 12 條~第 17 條)

- 教育の当事者：学習者、保護者、教員、教員団体、学校設立。経営者、国及び地方自治団体
- 教員労働組合は、教育基本法ではなく、教員労組法（1999.1.29）に基づいた労働組合である
- 韓国の教職團體：教員團體（韓國教總等）+教員労組（全教組等）
- 学習者の学校。社会教育の過程に、基本的人権を尊重し、保証の原則、倫理意識の確立義務
- 保護者の子供の教育に関するご意見を提示する権利権、学校は、保護者の意見を尊重義務
- 教員の専門性を尊重、経済的。社会的地位の優遇、身分保障、教育者の倫理意識の確立義務
- 学校。設立経営者は、教育施設・設備。財政及び教員等を運用、管理の義務
- 国と地方自治団体は、学校や社会教育施設を指導、監督する義務

○ 教育の振興

- 国と地方公共団体が推進すべき特別な分野の教育規定
- 男女平等教育。特殊教育。英才教育。幼児教育。職業教育。科学技術教育、教育情報化、学術文化の振興、私学の育成、評価認証。奨学制度、保健福祉の増進、国際教育
- 2016年までに教育基本法は、15回改正されました（これに対する批判）

III. 子どもの学習権及び人権保障

1. 子ども(保護する子女)の権利と義務

<表 4> 韓国と日本における子ども等の用語比較

일본어	意味	韓国での意味
子ども	保護する子女（憲法上の概念と類似） 未成年者（民法上 20 歳未満の者）、 最近文部省は、子供表記策定、20→18 歳の推進	保護する子女(憲法上の概念と類似) 未成年者（民法満 19 歳未満）、 オリンイ(ハングル)の日(五月五日)
児童	小学校 在校生	初等学校(小学校) 在校生
生徒	中・高等学校 在校生 指称	使わない (例外:陸軍士官學校 '生徒')
学生	専門大学及び大学 在校生	初等学校-大学までの在校生指称 (幼稚園-幼稚園生, 大学院-大学院性)

■ 子ども(保護する子女)の教育に関する権利

- 国民の生涯学習権の保障（教育基本法）および高等学校の学科の選択権（小中教育法）
- 学校での自治活動の保障権（小中教育法）および学生代表の学校運営への参加権（施行令）
- 学校教育の過程での基本的人権の保障権（国際人権条約と学生人権条例）
- 学校での安全保障権（学校安全事故予防対策法 2007、学校暴力予防対策法、2004）

<表 5> 教育基本法及び初中等教育法令上學生の權利規定

權利内容	관련 법률
生涯 学習権 学習者の 人権	教育基本法 § 3 (学習権) 諸国民は、生涯にわたって学習し、能力と適性 に応じて、教育を受ける権利を有する。 教育基本法 § 12 (学習者) ①学生を含む学習者の基本的人権は、学校教育 や社会教育の過程で尊重され保護される。②教育内容・教育方法・教材や教 育施設は、学習者の人格を尊重し、そして、個性を重視し、学習者の能力 が最大限に発揮されるように設けなければならない。

高校 学科選択	初中等教育法 § 48②高等学校の教科や教育課程は、学生が個人的必要・適性や能力に応じて進路を選択できるように定めなければならない。
自治活動 保障	初中等教育法 § 17（学生自治活動）の学生の自治活動は、推奨される・保護され、その組織及び運営に関する基本的な事項は、学則に基づいて、定める。
学校運営 に参加	教育基本法 § 5条②学校運営の自律性は尊重され、教職員・学生・親や地域住民等は、法令に定めるところにより、学校運営に参加することができる。 ※学生密接に関連する事項の学生の代表の参加（施行令）
学生人権 保障	初中教育法 § 18 の 4（学生の人権保障）学校の創設者・経営者と学校の長は、「憲法」と国際人権条約に記載され、学生の人権を保障しなければならない。
学校安全 保障	教育基本法 § 17 の 5（安全事故の予防）国と地方自治団体は、学生や教職員の安全を確保し、事故を予防するために必要な施策を樹立・実施しなければならない。 初中教育法 § 30 の 8（学生の安全対策等）①国立学校の場合には、学校の長が、公立と私立学校の場合には、教育監が市・都の教育規則に定めるところにより、学校施設（学校の塀を含む）を設置・変更する場合には、外部人の無断立ち入りや学校暴力と犯罪の予防のため、学生の安全対策を樹立し、施行しなければならない。※安全対策を樹立する際、学生の意見収斂（施行令）

注：初中等教育法施行令 § 59 の 4（意見収斂など）②国・公立学校に置く運営委員会が、学生の学校生活に密接に関連した事項を審議するために必要であるときは、学生の代表などを会議に出席して意見を聞くことができる。

■ 子ども(保護する子女)の学校における義務

- **学習者として倫理意識の確立、学校規則遵守の義務及び教員の教育研究活動妨害禁止の義務**
- 2004年の携帯電話を使って全国学力試験の時に、不正事件をきっかけとして、教育基本法改正（2005年）
- 教育基本法 § 12（学習者）③学生は、学習者としての倫理意識を確立し、学校の規則を遵守しなければならない、教員の教育・研究活動を妨害したり、学内の秩序を乱してはならない

- 初中等教育法第 18 条（学生の懲戒）①学校の長は、教育上に必要な場合、法令と学則に定めるところにより、学生を懲戒したり、その他の方法を持ち、導くことができる。ただし、義務教育を受けている学生は、退学させることができない。
- 一部の学生の人権条例は、学生の学内集会の自由を制限的に許容することもある。この場合、学校長は、学習権と学生の安全保障のため、必要な最小限の制限（時間、場所、方法など）することができる。

○ 教育當事者の教育に関する権利と義務の行使による子どもの義務

- 学校に通う通学義務および教育課程の参加義務（保護者の子供の就学させる義務対応）
- 学業成就度の評価を受ける義務（学業達成度評価の権利対応）
- 教師の学習指導に基づいて学習することが義務（教師の指導権へ対応）

2. 子ども(保護する子女)の学校における人権歩保護

■ 學生人権の概念と保護原則

- 初中等教育法上の学生の人権は「憲法と国際人権条約に記載され、学生の人権」と規定
- 条例上「憲法と国連の子どもの権利に関する条約、国際慣習法上の学生の権利」と規定
- 条例上の保護の原則：最低の権利の最大限保障、列挙されない理由による経時禁止、本質的に侵害禁止、学生相互の人権侵害禁止、教職員の活動を妨害禁止すること。

■ 學生人権条例

- 教育基本法と初・中等教育法上の学生の人権保障の精神を具体化した自治立法（条例）
- 現在の 17 個の市・道のうち 4 ヶ所（京畿、全北、ソウル、光州）で制定されました
- 非差別巻、暴力・危険から自由、教育権、プライバシーの秘密と自由と情報に関する権利、良心・宗教の自由、表現の自由、学生自治機構への参加権、福祉に関する権利、懲戒等における手続を保証すること権利、権利侵害に対する救済と保護を受ける権利、障害や貧困や多文化家庭など少数の学生の保護を受ける権利など
- 休憩を取る権利を強調した点が特徴（大学入試競争が激しさ）
- 議論：体罰禁止条項、成績指向による差別の禁止、教育監の直営給食と無償給食努力義務など

- 京畿道：学生人権条例は、学生の人権の日を制定、学生人権教育（学期 2 時間以上）、教員・親を対象した人権研修課程（年 2 回以上）、教育監の人権実践計画を策定すること義務化

3. 學生に対する 懲戒と體罰の禁止

<表 6> 學生に對する懲戒の類型及び指導方法上ガイドライン

<p>學生懲戒の 種類 懲戒の方法 など 初中等教育法 施行令 § 31</p>	<p>①学長は、教育上、必要であると認めるときは、學生に対して、次の各号のいずれかに該当する懲戒をすることができる。1. 学校の奉仕 2. 社会奉仕 3. 特別教育の履修 4.1 回、10 日以内に、年間 30 日以内の出席停止 5. 退学処分</p> <p>②校長は、懲戒する時、學生の人格が尊重される教育的な方法を使うべき、その理由の輕重に応じて懲戒の種類を段階的に適用して學生に改善の機会を与えなければならない。</p> <p>③校長は懲戒する時、學生の保護者と生徒の指導について相談をすることができる。</p> <p>④教育監は、特別教育履修および出席停止の懲戒を受けた學生を教育するために必要な教育方法を用意・運営して、これに伴う教員や施設・設備の確保など必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>指導方法のガ イドライン 身体の痛みの 方法の禁止</p>	<p>施行令 § 31 ⑧学校の長（初中教育法第 18 条第 1 項本文に基づいて）指導するときは、学則で定めるところにより、しつけ・訓戒などの方法ですが、ツール、身体などを利用して、學生の身体に痛みを加える方法を使用してはならない。<改正 2011.3.18。></p>

4. 先行教育規制法と學院 補習

<表 7> 公教育正常化及び先行教育規制法(2014.3.11 制定, 2014.9.12 施行)の主要内容

<p>教育関係者の 責務§4,5,6,7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 家・自治体は、国家教育課程の中で、学校教育課程が運営されて学生の評価されるように指導・監督 ② 国・自治体は、先行教育副作用の予防・是正のための調査・研究・分析・教育と、改善対策と法制用意 ③ 校長は、先行教育がないように指導・監督し、定期的に予防教育の計画を樹立し施行する義務 ④ 保護者は、子供が学校教育課程に沿った授業・各種活動への参加を支援し、学校政策に協力 ⑤ 教員は、学生の私教育（先行学習）による身体的、精神的悩みを訴え時、親のアドバイスと相談可能
<p>学校や塾、大学 による先行教育 と先行学習誘発 行為の禁止 § 8,9,10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校は、国の教育課程と市・道教育課程に応じて、学校教育課程を編成しなければならず、組織された学校の教育課程を超えて、教育課程を運営してはならない。放課後学校の過程も、また、同じである。 ② 学校は、紙ベースの評価、実行評価などの学校の試験で学生が学んだ学校教育課程の範囲と水準を超えた内容を出題して評価する行為を禁止し、各種校内の大会で、学生が学んだ学校教育課程の範囲と水準を超えたし内容を出題して評価する行為を禁止、その他これに準ずる行為 ③ 塾、教習所、または、個人の家庭教師の教習者は、先行学習を誘発する広告や宣伝禁止 ④ 学校の入学選考方法は、学校入学の段階以前の教育課程の範囲と水準内に、必要があること ⑤ この場合、学校設立の目的に合わせるため、学生生活記録簿は反映すべきだが、郊外コンテスト実績・認定試験の成績・資格証などは、反映できません。入学選考の先行学習誘発影響評価の後、今後に反映と教育監に提出 ⑥ 大学総長は、大学別の試験（論述など必答試験、面接・口述試験、身体検査、実技・実験試験と教職適性・人性検査）の際、高校教育課程の範囲と水準を超えた内容を出題、または、評価禁止。先行学習を誘発する影響評価の後、今後に反映するようにし、評価結果と反映計画を大学のインターネットホームページ公開

■ 国家による国民の課外学習に対する制限の範囲

- 1979年7月30日に行われた家庭教室の禁止と大学本試験を廃止する措置

- 家庭教師の禁止は、憲法裁判所の違憲判決（2000.4.27。98 ホンガ 16、98 ホンマ 429）

「個人的な家庭教師のレッスンを基本的に禁止し、塾、教習所、大学（院）生のみを許可し、違反した場合、罰金刑を課した学園法は、法律（§ 3、§ 22①）は不適切な手段として、国によって、国民の学習権を過度に規制して違憲である」

IV. 義務無償教育及び義務教育外の無償教育

1. 無償教育の範囲に対する學説

■ 無償教育 法定説：教科書及び授業料の免除

- 多數學説：法律の定めるところによる無償の範囲法廷説

国及び地方公共団体の財政状況を考慮した決定

- 小數説：就学に必要な一切の経費を無償にする修學費無償説、

教育提供の授業料のみ無償で授業料無償説（授業料無償説）など

- 憲法裁判所：必須無償費用 - 授業料、入学金、学校人件費や施設維持費、新規施設の投資費

- 法制化：初中等教育法 § 12④、§ 60 の 4、初中等教育法施行令 § 104 の 2） - 無償の範囲を対象の規定

①授業料と学校運営支援費の徴収禁止（無償）（初中等教育法 § 12④）

②特定の条件の学生に入学金、授業料、給食費、学校運営支援費、教科用図書購入費、

家庭にとって情報通信学習のため教育情報化支援費、進路体験経費などを予算の範囲内のサポート可能

※特定条件 - 国民基礎生活受給権者の子供、一人親家族支援対象、低所得者など

※中学校の学校運営支援費を義務無償教育化した以降、徴収したことについて、違憲判決（2012.8.23）

- 現実：授業料等は、保護者の負担教育費の中で大きな割合ではない（私教育費の負担が一番大きい）

2. 義務 無償教育に関する憲法及び教育基本法規定の沿革

■ 憲法 規定

憲法第 31 条

第 2 項「すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う」

第 3 項「義務教育は無償とする」と規定している。

意味：能力啓発、個性伸長、民主市民育成のための教育は、家庭と国の共同責任（許營：410）。

- 保護者：就学させる義務、国：無償の義務教育制度を用意する責任
- 比較：日本の教育基本法第 10 条（家庭教育）のような条項はないが、憲法の精神は存在。
（家庭教育）第十条父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの
- 範囲：現在の義務教育の範囲は、6 年の初等教育と 3 年の中等教育
- 経過：1948 年に制定さ憲法で初等無償教育を保証、1972 改訂：初等教育+法定教育
中等無償義務教育は、邑・面・島嶼・僻地の地域から順次に実施（1985→2004 年の全国）

■ 教育基本法上の義務教育規定の展開：中學校における段階的実施に対する憲法裁判

- 中等教育としての義務教育を最初に拡大し規定（旧教育法;1984.8.2 改訂）
旧教育法第 8 条（義務教育）①諸国民は、6 年の初等教育と 3 年の中等教育を受ける権利がある。
②諸国民は、その保護する子女に、第 1 項の規定による教育を受けさせる義務を負う。
旧教育法第 8 条の 2（中等教育に対する義務教育）第 8 条の規定による 3 年の中等教育の義務教育は、大統領令が定めるところにより順次実施する。[本条新設 1984・8・2]
- 最初に制定された中学校の義務教育の順次実施：中学校の義務教育の実施に関する規定（1985.3.1）
- 制定：大統領令第 11626 号、1985.2.21。制定、1985.3.1 施行
- 実施地域：1985 年度に、先に、実施される中学校の義務教育の対象者を島嶼、僻地地域に所在する小学校を学区として地域に居住する中学校学齢対象児童と特殊教育振興法の規定による特殊教育対象者の中、特殊学校の中学校課程の教育対象者とする

教育法 第 8 条の 2 の憲法裁判所の判例（1991 年 2 月 11 日憲 9027 全員裁判部）

【合憲判決：7人】

- 教育法（教育法）第8条の2は、教育法（教育法）第8条に定められた義務教育として3年の中等教育の連続的な実施についてのみ、大統領令（大統領令）が定めるようにしたので、まず、制限された範囲中でも、義務教育を実施し、順次として、その対象を拡大するようになっていることは、教育法の各規定上に、明らかにし、どうしてもその拡大実施の時期及び方法のみを大統領令に委任し、合理的に定めるようにしたので、包括委任禁止を規定した憲法第75条には違反されない。

【違憲意見：2人】

中等義務教育の実施に関する基本的、本質的な事項を大統領令に委任することは、法治主義の原理と民主主義の原理に正面から反する。

- 最初の教育基本法（1997）にも中等義務教育に関する事項を反映して制定した（1997）

旧教育基本法 第8条（義務教育）①義務教育は6年の初等教育と3年の中等教育である。ただし、3年の中等教育の義務教育は、国の財政状況を考慮して大統領令が定めるところにより順次実施する。

- 初・中等教育法施行令第23条（中学校義務教育の対象者） - 邑・面地域、島嶼・僻地地域の居住者等

中学校授業料徴収に関する憲法裁判（2001.4.26、2000 ホンガ4）：却下の決定

【却下決定：6人】

当該事件に適用された旧法条項ではなく、同じ内容の新法条項について違憲かどうか判断を提請したのが不適法である

【違憲意見：3人】

義務教育制度の基本的な事項は、国会が、必ず、形式的意味の法律で自ら定めるべきであり、これを政権などに委任してはならないので、立法者は、中等義務教育の実施の程度、方法に関する

基本的・本質的な事項は、少なくとも法律として直接に規定なければならない。

- 上記のような義務教育の順次的に実施の憲法訴訟の提起後、大統領令の委任の部分については、削除して、教育基本法を改正する（2005.3.24）

3. 現行 義務 無償教育に関する法律規定：義務教育=無償教育

■ 現行 義務教育に関する教育基本法, 初中等教育法, 初中等教育法施行令 , 特殊教育法

※現行の教育基本法の義務教育の規定

第 8 条（義務教育）①義務教育は 6 年の初等教育と 3 年の中等教育である。②すべての国民は、第 1 項の規定による義務教育を受ける権利を有する。

※現行の初中等教育法第 12 条（義務教育）

第 12 条（義務教育）①国家は「教育基本法」第 8 条第 1 項の規定による義務教育を実施しなければならない。そのための設備を確保するなど、必要な措置を講じなければならない。

②地方自治団体は、その管轄区域の義務教育対象者を就学させるため、必要な初等学校、中学校と初等学校・中学校の過程を教育する特別学校を設立・経営しなければならない。

③地方自治団体は、地方自治団体が設立した初等学校・中学校と特殊学校に、その管轄区域の義務教育対象者を就学させる困難な場合に、隣接する地方自治団体と協議して合同で初等学校・中学校、または、特殊学校を設立・経営したり、隣接する地方自治団体が設立した初等学校・中学校、

または、特殊学校や国立や私立の初等学校・中学校、または、特殊学校に一部の義務教育対象者に対する教育を委託することができる。

④国立・公立学校の創設者・経営者と第3項の規定により義務教育対象者の教育を委託された私立学校の創設者・経営者は、義務教育を受ける者から授業料や学校運営支援費を受けることができない。 <改正 2013.12.30。> [全文改正 2012.3.21]

※中学校無償教育の後、学校運営支援費を徴収することの法的紛争があった

※障害者等に対する特殊教育法第3条及び特殊教育法施行令：義務教育

特殊教育法第3条（義務教育など）

①特殊教育対象者に対しては、幼稚園・初等学校・中学校および高等学校のコースの教育は義務教育として、特殊学校の専攻科と3歳未満の障害児教育は、無償とする。

③費用は、大統領令で定めるところにより、国又は地方自治団体が負担する。

特殊教育法第6条（特殊教育機関の設立や委託教育）

②国及び地方自治団体は、国立または公立の特殊教育機関が不足したり、特殊教育対象者の義務教育や無償教育のために必要な場合には、私立の特殊教育機関に委託することができる。

特殊教育法第14条（障害の早期発見など）

①教育長または教育長は、障害を早期に発見するためのスクリーニングを無償で実施しなければならない。

特殊教育法施行令第3条（義務教育の費用など）

①国又は地方自治団体が負担すべき費用は入学金、授業料、教科用図書代金と学校給食費とする。

②学校運営支援費、通学費、現場・体験学習費などを予算の範囲内で負担、補助することができる。

4. 義務無償教育以外無償教育に関する法律規定：嬰幼兒保育法、幼兒教育法

■ 嬰幼兒保育法と幼兒教育法の差

規律対象の違い：乳幼児と幼児（ダブった 3-5 歳の子供）

- 代表的な乳幼児保育機関は、保育園、代表的な幼児教育機関は、幼稚園
- 法律上の定義：幼児は 3 歳 - 小学校就学前の子供、乳幼児は 6 歳未満の就学前の児童
- 管轄行政機関の違い：乳幼児保育行政は、保健福祉部、幼児教育行政は、文部科学省が管轄
- 現在の韓国でも乳幼児保育と幼児教育行政を統合しようとする議論が進行中である

※ 幼児教育法 第 2 條(定義)

1. 「幼児」とは、満 3 歳から小学校就学前までの子どもをいう。
2. 「幼稚園」とは、幼児の教育のために、この法律に基づいて設立・運営されている学校をいう。

※ 嬰幼兒保育法 第 2 條(定義)

1. 「乳幼児」とは、6 歳未満の就学前児童をいう。
2. 「保育」とは、乳幼児の健康にして、安全に保護・養育して乳幼児の発達の特徴に合った教育を提供する保育園と家庭子育て支援に関する社会福祉サービスをいう。
3. 「保育園」とは、保護者の委託を受けて乳幼児を保育する機関をいう。

■ 無償 義務教育に関する規定：嬰幼兒保育法, 幼兒教育法

一般的に、義務教育=無償教育、しかし無償教育≠義務教育

※幼稚園は、初等学校の就学直前に 3 年の幼児に対して幼児学費を無償サポート（国公立入学金、授業料免除、私立幼稚園のサポート）する

※保育園は 3-5 歳の子供に対して無償で月保育費（25 萬圓=25,000 円）を支払うこと

- 義務教育の以外に、無償教育費の負担について、国と地方自治体間の法的紛争が提起された

- 幼兒教育法上、無償教育関連規定：3 年の幼兒教育無償の原則

第 24 条（無償教育）

①初等学校の就学直前 3 年の幼兒教育は、無償（無償）で実施するが、無償の内容と範囲は、大統領令で定める。

②第 1 項の規定により無償で実施する幼兒教育にかかる費用は、国及び地方自治団体が負担するが、乳幼児の保護者に支援することを原則とする。

③第2項の規定により国及び地方自治団体が負担する費用は、第4項の標準幼児教育費を基準に教育部長官が、予算の範囲内で関係行政機関の長と協議して告示する。

④教育部長官は、中央幼児教育委員会の審議を経て、標準的な幼児教育費を定める。

⑤支援方法、費用の通知および標準幼児教育費の算定等についての教育部分で定める。

第26条（費用の負担など）

①削除<2012.3.21.>②削除<2012.3.21.>

③国家及び地方自治団体は、大統領令で定めるところにより、私立幼稚園の設立と幼稚園の先生の人件費など運営にかかる経費の全部又は一部を補助する。

- 幼児教育法施行令第29条：無償教育の内容と範囲

第29条（無償教育の内容と範囲）

①初等学校の就学直前3年の幼児に対して実施する無償教育は、毎年1月1日現在、満3歳以上の幼児として幼稚園、保育園、幼児教育の指定機関で教育部長官と保健福祉部長官が協議して定める共通の教育・保育過程を提供される幼児を対象とする。この場合、幼児が受けることができる無償教育期間は3年を超えることができない。

- 乳幼児保育の無償保育の規定：乳幼児保育法第34条

第34条（無償保育）

①国及び地方自治団体は、乳幼児の保育を無償とし、その内容と範囲は、大統領令で定める。（☞幼児教育法施行令第29条第1項第2号）

②国及び地方自治団体は、障害児と「多文化家族支援法」上、多文化家族の子供の無償保育には、大統領令で定めるところにより、その対象の条件と特性を考慮して支援することができる。

③無償保育費用は、大統領令で定めるところにより、国や地方自治体が負担するか、補助しなければならない。

④保健福祉部長官は、保育所の標準保育費用などを調査し、その結果をもとに、予算の範囲内で

関係ある行政機関の長と協議して、第3項の規定による国及び地方自治団体が負担する費用を定めることができる。

⑤国と地方自治団体は、子供が2人以上の場合についてさらに支援することができる。

- 乳幼児保育の養育手当と保育サービスの利用権の規定：第34条の2及び第34条の3

第34条の2（養育手当）

①国及び地方自治団体は、保育園や幼稚園を利用しない乳幼児に対して、乳幼児の年齢と保護者の経済的水準を考慮して、養育に必要な費用を支援することができる。

②乳幼児が一時保育サービスを利用する場合にも、その乳幼児に対しては、養育に必要な費用を支援することができる。

第34条の3（保育サービス利用権）

①国及び地方自治団体は、保育サービスの利用権を乳幼児の保護者に支給することができる。

第34条の4（費用支援の申請）

①乳幼児の保護者は、第34条及び第34条の2による費用の支援を申請することができる

V. 比較教育法的な示唆

1. 憲法上 '教育を受ける権利' 規定の補完 必要性：憲法 改正論

- 日本と韓国の両方も「教育を受ける権利」で表現されたのは、時代的に合わない
- 教育基本権の概念を中心に学習者の学習権と、これを保証するための教育活動の自由を保証
- 民法上の「親権」よりも具体的に憲法に親の家庭教育における責任を規定する必要性
- 教育環境を整備することが、国と地方公共団体の共同の責任を明確に規定する必要
- 生涯教育の振興も国の以外に、地方公共団体の共同責任であることを規定する必要
- 教育の自主性、専門性、政治的中立性を憲法保証する必要があるが、法律留保方式は、再検討

2. 教育基本法上 '教育行政'과 '家庭教育' 規定の必要性 : 日本の教訓 1, 2

- 日本の教育基本法の教訓 1 : 教育基本法上家庭教育の責任とサポートの原則 (§ 10)
- 日本の教育基本法の教訓 2 : 国と地方政府との間の役割分担の相互協力の原則 (§ 16)
- 学校教育のための人格教育の強調、社会教育の機会の拡大傾向
- 比較的に家庭での子供のための人格教育、進路教育のための国家的管理が必要
- 子供の幸福追求、健全な韌性の涵養、自分の能力啓発が家庭教育によって影響を及ぼす
- 親の教育が先行しなければならず、学校教育と社会教育との連携の中で行われる必要がある

일본교육기본법 (家庭教育) 第十条

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

3. 教育基本法上 '教育當事者' 概念の導入と '人權尊重' : 韓国の教訓 1, 2

- 韓国の教訓 1 : 教育基本法上の教育関係者の概念の導入 : 教育主体と客体の論争克服
- 韓国の教訓 2 : 教育基本法上、学習者のための学校教育課程において、人權尊重を強調する
- 教育自体が人權の伸長を目指しにもかかわらず、学校教育上尊重しなければなら皮肉
- 子供の数の減少にもかかわらず、一流大学入試のための過度の教育熱は、発展動力でありながら社会問題
- 韓国の「家庭教師の禁止措置」(違憲判決)「先行教育規制」(無効果)などの政策だけでは、問題の解決は困難
- 地方議会の学生人權条例は、上位法体系と調和の必要性 : 韓国葛藤の教訓

韓国の教育基本法第 12 条 (学習者) ①学生を含む学習者の基本的人權は、学校教育や社会教育

の過程で尊重され、保護される。

韓国初等教育法第 18 条の 4 (学生の人権保障) 学校の創設者・経営者と学校の長は、「憲法」と国際人権条約に記載され、学生の人権を保障しなければならない。

※教育基本法 (第 2 章) に教育の当事者として、学習者、保護者、教員、教員団体、学校などの創設者及び経営者、国及び地方公共団体等を規定すること (§ 12-17)

4. 義務 無償教育 財源にめぐる國家と地方公共團體間の葛藤：財源分擔의 原則

- 義務教育と無償教育の範囲は、国会の立法政策的問題
- 判断の根拠は、「国民の必要」と「国家と公共団体の財政状況」を優先考慮しなければならない
- 国民の必要性を政治的スローガンに美化 (rethoric) することを警戒する必要がある
- 財政状況を勘案していない無償教育拡大政策は、国民や住民の税負担の拡大になる
- 税に依存しながら、「無償教育」という空しい表現を「公共負担教育」に変更する必要がある
- 必須的な無償教育の範囲に対しては、正しい経済的検証が必要：財政の状況上に可能かどうか
- 国と地方公共団体の財源負担の比率については、法定化する必要がある
(韓国の立法規定の方式は、問題：国及び地方公共団体は、、国又は地方公共団体は、)
- 学校の給食費無償化、その自体よりも、供給と食材の栄養と品質保証が重要である
- 教員の身分を地方公務員にして、地方財源によって左右されることは正しいのか？

参考文献

姜仁壽(1989). 『教育法研究』. ソウル: 文音社.

高鏞(2015). “學父母 研究의 立法的 課題와 教育法學的 接近”. 教育法學研究 27(1).

高鏞(2014). 『日本教育改革論』. ソウル: 博英 Story.

高鏞(2013). “學校運營委員會 關聯法制에 關한 教育法學的 論議”. 教育法學研究 25(3).

高鏞(2006). “日本の義務教育費國庫負擔制改革と示唆点”. 教育法學研究 18(1)

金聖基,黃浚盛,李德蘭(2014). “高校無償教育の私立學校適用の時法的爭点研究”. 教育法學研究 26(3).

盧琪鎬(2008). 『教育權論』. ソウル: 集文堂.

權斗承(2007). “韓國の平生教育法の研究 20 年の成果と課題”. 『教育法學研究動向』. 教育法學會編著. ソウル: 韓國學術情報株.

河奉韻(2009). “地方自治團體の教育經費補助の戰略的確保方案”. 教育法學研究 21(1).

河奉韻(2010). “學校給食無償性論争の争點と課題”. 教育政治學研究 17(3).

河奉韻(2009). “地方自治團體の教育經費補助の戰略的確保方案”. 教育法學研究 21(1).

朴在允,黃浚盛(2006). 『私立學校法 便覽』.ソウル: 韓國文化社.

申鉉直(2003). 『教育法과 教育基本權』. ソウル: 青年社.

安基成(1989). 『教育法學 研究』. ソウル: 高麗大學校出版部.

鄭泰秀(1996). 『韓國 教育基本法制 成立史』. ソウル: 叡智閣.

趙哲勳,金龍(2007). 『學校と 教育法』. ソウル: 教育科學社.

崔云實(2006). “平生教育法の制定と改正の議論の政策的含意の分析”. 教育政治學研究 13(2).

表時烈(2002). 『教育法』. ソウル: 博英社.

韓國教育行政學會 編(1995). 『教育法論』. ソウル: 圖書出版 夏雨.

韓國教員團體總聯合會 編(2000). 『教員과 法律』. ソウル: 韓國教員團體總聯合會.

閱覽 Web-site

韓國 教育部(MOE) <http://www.moe.go.kr/>

韓國教育開發院(KEDI) <https://www.kedi.re.kr/>

國家平生教育振興院(NILE) <http://www.nile.or.kr/>

憲法裁判所. <http://www.ccourt.go.kr/>

國家法令情報センター <http://www.law.go.kr/>

ソウル特別市教育廳 學生人權教育センター
<http://studentrights.sen.go.kr/cmm/main/mainPageN.do>

京畿道教育廳 京畿學生人權の廣場 <https://edup.goe.go.kr/shr/shrMain/main.do>

全羅北道教育廳 學生人權教育センター <http://human.jbe.go.kr/>